

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
独占禁止法第11条	独占禁止法第11条の趣旨は、豊富な資金を有し、融資を通じて他の会社に大きな影響を及ぼし得る銀行又は保険会社が一般事業会社と結び付くことによる競争上の問題の発生を防止することにあるため、同条においては、他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがない場合について適用除外規定を設けている。 「他の国内の会社が発行した株式の転換が行われたことにより、その総株主の議決権に占める所有する株式に係る議決権の割合が増加した場合、当該会社の議決権を保有する銀行業等を営む会社の請求による場合を除き、独占禁止法第11条第1項第6号に規定する「他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがない場合」として、いわゆる5%ルールの例外とされている(平成14年公正取引委員会規則第8号)。 一方、同条第1項ただし書により、別途事前認可により5%超の議決権保有が可能になっている。	d		事前認可については、「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」(平成14年11月12日)に基づき事前認可を行っている。同「考え方」の第1の2の個別認可においては、申請会社による議決権保有等の必要性、当該議決権の保有等による申請会社の事業支配力増大のおそれの有無及びその程度、株式発行会社の属する市場における競争への影響、の3点を考慮して、個別に認可の可否を検討することとしており、この3点を満たすものについて現行制度において認可を行うことが可能である。		z2200001	金融庁、公正取引委員会	銀行による優先株の保有規制の緩和	5015	50150017	11	都銀懇話会	17	銀行による優先株の保有規制の緩和	銀行法、独禁法上の5%ルールの例外として規定されている。「優先株の普通株への転換」については、「銀行による請求による場合」も、銀行が「転換後の処分計画」を策定し、それについて事前の承認・認可を受けた場合は、計画期間中の一定の議決権保有比率までの保有を可能とする		銀行の請求により優先株を普通株に転換しようとしても、現行規制では5%を超えて普通株への転換ができないため、優先株の機動的な処理が不可能。優先株の処理に関わる機動的な運営が実現すれば、優先株を活用した事業再生がより進展しやすくなる。また、売却に関わる計画の提出・認可を義務付けることで、事業支配や一定の取引分野の競争制限を行う意図は排除可能。	
景品表示法第1条、第2条、第3条	「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限(告示)」「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」の運用基準について(通達)	c		景品表示法による景品規制は、景品付き販売が野放しの状態で行われると、事業者において、商品・サービスの品質・価格による競争ではなく、過大な景品提供による不当な競争の激化競争が行われることになり、本来の商品・サービスによる競争を歪めることとなるため、公正な競争秩序を維持する観点から、景品類の提供に一定の制限を設けているものである。このような観点から、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」(昭和55年公正取引委員会告示第3号)においても、懸賞によらないで提供する景品類の提供に一定の制限を設けているものである。 同告示においては、事業者が単独で景品類を提供する場合に比し、一定の地域内において競争事業者が共同で行う場合には、競争に与える影響が小さいことから、例外的に制限内容が緩和されているものである。 規制改革の推進に当たっては、公正かつ自由な競争秩序の維持・確保が不可欠であること、懸賞された景品については、現状においてはフランチャイズチェーングループ体となって事業展開を行っているものであり、同グループと他の事業者との間には競争が存在している以上、例外規定である共同懸賞に当てはめることは適当ではない。なお、懸賞により提供される景品類に関しては、平成4年に規制の厳格化及び引当額の引き上げを行ったことにより、平成4年から現在までの間に要する見直しを行うべき経済社会情勢の変化があったとは考えられないが、制度の運用に当たっては引き続き、消費者の消費生活スタイルや意識の変化、事業者の競争形態の多様化等を柔軟に反映してまいりたい。例えば、クレジットカードの入手者への景品類の提供に関する取引(債権の回収)等、これまでは「該当」のカード利用額のうち通常考えられる最低のものを取引額と認定していたところであるが、これを一定期間内における利用額の合計のうち通常考えられる最低のものに改めるなど、適切な運用に努めているところである。		z2200002	公正取引委員会	懸賞景品告示における共同懸賞事業者の概念の緩和	5036	50360004	11	(社)日本フランチャイズチェーン協会	4	懸賞景品告示における共同懸賞事業者の概念の緩和	現状フランチャイズチェーンにおいて懸賞景品告示を行おうとした場合、一般懸賞とされ、限度額が最高10万円・総懸賞に係る売上予定総額の2%と規定されている。 商店街等での共同懸賞の場合は、最高30万円・総懸賞に係る売上予定総額の3%と一般懸賞より大きく認められている。 共同懸賞の概念に、フランチャイズチェーングループにおける懸賞も含めて頂きたい。		各種懸賞を企画した場合、最高額が大きくなることにより、より企画・選択の幅が広がる。	
該当なし	該当なし	d	該当なし	ハローワークを通じた求人について、これまで特種の支障が生じておらず、また、無料で利用できることは経費節約にも通うものであるため、現時点で有償の求人情報メディアを活用する予定はない。		z2200003	全庁	非常勤公務員採用の際の民間求人情報事業者の活用	5044	50440016	11	社団法人全国求人情報協会	16	非常勤公務員採用の際の民間求人情報事業者の活用	非常勤公務員の求人について、求職者に対し広く募集機会を知らせるために、すでに相当の実績がある求人メディアの活用を図る。人員の採用部署に適当な募集採用費用を予算化し、求人情報メディアの活用を図る一方で、適正な求人情報メディアを選別するための規程や業者登録制度を整備する。		民間の求人情報事業者が拡大・一般化する中で、これを利用する求職者に公務員の求人情報を提供することは、今まで以上に公平な就職機会の拡大につながる。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
独占禁止法第11条第1項第4号	独占禁止法第11条の趣旨は、豊富な資金を有し、融資を通じて他の会社に大きな影響を及ぼし得る銀行又は保険会社が一般事業会社と結び付くことによる競争上の問題の発生を防止することにあるため、同条においては、他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがない場合について適用除外規定を設けている。	e		有限責任組合については、銀行が投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり組合財産として株式を取得又は所有する場合、通常、有限責任組合員には業務執行権がなく議決権の行使ができないことから一般事業会社の属する市場における競争への影響の問題がないと考えられるため、第11条第1項第4号において、例外的に議決権の行使が行われる場合を除き適用除外としているものである。なお、銀行子会社であるベンチャーキャピタルは、独占禁止法第11条の規制対象ではないため、親銀行との資本関係により投資に制限がなされるものではない。また、ベンチャーキャピタルとしての純投資の一環として議決権を行使している場合は、親銀行も独占禁止法第11条上の問題となるものではない。		z2200004	金融庁、公正取引委員会	銀行子会社VCについては、独禁法、銀行法ともに5%ルールの対象外とする。	5047	50470002	11	日本ベンチャーキャピタル協会	2	銀行子会社VCについては、独禁法、銀行法ともに5%ルールの対象外とする。	銀行法並びに独占禁止法で制限されている国内の会社の議決権の取得及び保有の制限(いわゆる5%ルール)について銀行子会社VC及び銀行子会社がSPとなっている有限責任組合は当該制限の適用外とする。		銀行子会社VCについては、銀行との資本関係により右記法令の制限に該当するケースが考えられ機動的な投資に制限が課される虞があるため。	
下請代金支払遅延等防止法	下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」という。)は、同法の適用対象となる下請取引の範囲について、取引当事者の資本金又は出資金の総額の区分と取引の内容(製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託)の両面から定めており、この二つの要件を充足する取引に対して適用される。	c		下請法の対象となる取引は日常的に行われるものであり、また、書面交付など特別の義務が課されることになることから、親事業者は取引先が下請事業者に該当するかを常に把握しておく必要があり、事業者に過度の負担を負わせないために、事業者が下請法の適用の有無を容易に判断できるようにすることが必要である。 また、下請法は下請事業者の利益を図るため、迅速に違反行為を処理することが求められており、法運用の面からも、親事業者と下請事業者の範囲を画する基準は分かりやすく、安定的であることが求められる。 売上高や従業員数といった指標を利用して親事業者と下請事業者を画することは理論的には考えられるが、これらの数字は刻々に変化するものであり、事業者が自らの取引先が下請業者に該当するか否かを判断する上でも、迅速な法運用を行う上でも安定的であるとは言えない。		z2200005	公正取引委員会	親事業者の定義見直し	5047	50470003	11	日本ベンチャーキャピタル協会	3	親事業者の定義見直し	親事業者が現在資本金3億円以上とされており、この見直しを要望したい。具体的には、売上げ規模とか、純資産規模として欲しい。	親事業者並びに下請け業者の定義を具体的に、売上げ規模(10億円以下)とか、純資産規模(3億円以下)として欲しい。	製造VBの場合には、一部部品の加工を外部に委託することがあるが、製造VBの場合に運転資金を借り入れてできないため、VCからの増資資金によっているものがある。この結果、赤字であるにも拘わらず、資本金が3億円を超えるため親事業者として認定されている。 一方下請け会社は遥かに業績の良い中小企業であったり、大会社の子会社であったりするが、資本金が3億円以下の法人である場合も多い。法の趣旨からは変なねじれ現象がおきている。	
景品表示法第1条、第2条及び第3条 一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限(告示) 「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」の運用基準について(通達)	「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年公正取引委員会告示第5号)により、事業者が一般消費者に対して懸賞の方法によらな提供できる景品類の最高額を定めている。	c		景品表示法による景品規制は、景品付き販売が野放しの状態で行われると、事業者間において、商品・サービスの品質・価格による競争ではなく、過大な景品提供による不当な顧客の獲得競争が行われるようになり、本来の商品・サービスによる競争を歪めることとなるため、公正な競争秩序を維持する観点から、景品類の提供に一定の制限を設けているものである。このような観点から、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年公正取引委員会告示第5号。)においても、懸賞によらないで提供する景品類の価額に一定の制限を設けているものである。 規制改革の推進に当たっては、公正かつ自由な競争秩序の維持・確保が不可欠であるところ、提案された変更については、不当な顧客誘引の防止による競争秩序の維持を目的とする景品規制を緩和することにない適当ではない。 なお、懸賞によらないで提供される景品類に関しては、平成8年に上限額の規制を廃止し、比率による規制のみとしたところであり、平成9年から現在までの間に重要な見直しを行うべき原材料費や人件費等の上昇などの経済社会情勢の変化があったとは考えられないが、制度の運用に際しては、引き続き、消費者の消費生活スタイルや意識の変化、事業者の競争形態の多様化等を柔軟に反映してまいりたい。例えば、クレジットカードの入会費への景品類の提供に関する取引価額の認定に際し、これまでは、1回当たりのカード利用額のうち通常考えられる最低のものを取引額と認定していたところであるが、これを一定期間内における利用額の合計のうち通常考えられる最低のものに改めると、適切な運用に努めているところである。		z2200006	公正取引委員会	不当景品類規制(総付け)の緩和	5056	50560071	11	(社)日本経済団体連合会	71	景品類の提供に関する事項の制限の緩和	景品類の提供に関する最高額、総額の制限を見直すべきである。具体的には、総付け景品については、取引価額が1000円以下の際に200円までの景品を付けられるようにすることを認めるべきである。	景品を総付けする場合、取引価額の10%までに制限されているため、取引価額が1000円以内の場合は景品の価額は100円以内に制限される。原材料費・人件費等の上昇により、100円以内の景品製作は困難であり、また、100円以内の景品では消費者に価値を認められないことから、この制限を緩和するべきである。一般懸賞の場合、景品の総額が取引価額の2%に制限されるため、次に挙げる例のように当選確率が極端に低くなる。「殆ど当たらないにも関わらず、購入を誘引させる懸賞」を実施していると顧客が考え、企業に対して不信を抱く可能性があることから、この制限を緩和するべきである。 例)おにぎりの購入者を対象に景品をプレゼントする場合、 ・1個120円で1日100個販売し、1週間実施した場合、期間内の販売金額は84,000円となる。景品可能総額は2%の1,680円であるから、例えば500円程度の景品を提供する場合、プレゼント可能数は3個までであり、当選確率はわずか0.4%となる。	不当景品類及び不当表示防止法第3条により、景品類の価格の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項が制限されている。具体的には、一般消費者に対して懸賞によらないで提供する景品類の価額は、景品類の提供に係る取引の価額の10分の1の金額(当該金額が100円未満の場合にあっては、100円)の範囲内であって、正常な商慣習に照らして適当と認められる限度を超えてはならない。また、懸賞により提供する景品類の最高額は、懸賞に係る取引の価額の20倍の金額(当該金額が10万円を超え、10万円を超えてはならず、総額は当該懸賞に係る取引総額の100分の2を超えてはならない。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
景品表示法第1条、第2条、第3条	「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」(昭52年公正取引委員会告示第3号)により、事業者が一般消費者又は他の事業者に対して、懸賞の方法により提供することができる景品類の最高額及び総額を定めている。	c		景品表示法による景品規制は、景品付き販売が野放しの状態で行われると、事業者間において、商品・サービスの品質・価格による競争ではなく、過大な景品提供による不当な顧客の獲得競争が行われるようになり、本来の商品・サービスによる競争を歪めることとなるため、公正な競争秩序を維持する観点から、景品類の提供に一定の制限を設けているものである。このような観点から、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」(昭52年公正取引委員会告示第3号)においても、懸賞によらないで提供する景品類の価額に一定の制限を設けているのである。 規制改革の推進に当たっては、公正かつ自由な競争秩序の維持・確保が不可欠であるところ。提案された要望については、不当な顧客誘引の防止による競争秩序の維持を目的とする景品規制を緩和することになり適当ではない。 なお、懸賞により提供される景品類に関しては、提供可能な景品類の最高限度については、平成8年に規制の簡素化及び上限額の引き上げを行ったところであり、平成8年から現在までの間に更なる見直しを行うべき経済社会情勢の変化があったとは考えないが、制度の運用に際しては、引き続き、消費者の消費生活スタイルや意識の変化、事業者の競争形態の多様化等を柔軟に反映してまいりたい。例えば、クレジットカードの年会費への景品類の提供に関する取引価額の認定に際し、これまでは、1回当たりのカード利用額のうち通常考えられる最低のものを取引額の認定していたところであるが、これを一定期間内における利用額の合計のうち通常考えられる最低のものに改めるなど、適切な運用に努めているところである。		z2200029	公正取引委員会	不当景品類規制(一般懸賞)の緩和	5056	50560071	21	(社)日本経済団体連合会	71	景品類の提供に関する事項の制限の緩和	景品類の提供に関する最高額、総額の制限を見直すべきである。具体的には、一般懸賞の際の景品総額を取引総額の10%まで可能とすることを認めるべきである。		景品を総付けする場合、取引総額の10%までに制限されているため、取引総額が1000円以内の場合は景品の価額は100円以内に制限される。原材料費・人件費等の上昇により、100円以内の景品製作は困難であり、また、100円以内の景品では消費者に価値を認めてもらいにくいことから、この制限を緩和するべきである。一般懸賞の場合、景品の総額が取引総額の2%に制限されるため、次に挙げる例のように当選確率が極端に低くなる。「殆ど当たらないにも関わらず、購入を誘引させる懸賞」を実施していると顧客が考え、企業に対して不信を抱く可能性があることから、この制限を緩和するべきである。 例)おにぎりの購入者を対象に景品をプレゼントする場合。 ・1個120円で1日100個販売し、1週間実施した場合、期間内の販売金額は84,000円となる。景品可能総額は2%の1,680円であるから、例えば500円程度の景品を提供する場合、プレゼント可能数は3個までであり、当選確率はわずか0.4%となる。	不当景品類及び不当表示防止法第3条により、景品類の価格の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項が制限されている。具体的には、一般消費者に対して懸賞によらないで提供する景品類の価額は、景品類の提供に係る取引の価額の10分の1の金額(当該金額が100円未満の場合にあっては、100円)の範囲内であって、正当な商慣習に照らして適当と認められる限度を超えてはならない。また、懸賞により提供する景品類の最高額は、懸賞に係る取引の価額の20倍の金額(当該金額が10万円を超えてはならない。総額は当該懸賞に係る取引総額の100分の2を超えてはならない。
該当なし	公正取引委員会においては、貸借の契約や物品の購入契約において、債権譲渡禁止特約条項が盛り込まれている。	b		国・地方自治体向け金銭貸借の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除については、平成16年度に検討を開始し、年度内を目標に結論を得て、平成17年度以降対応の予定。		z2200007	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る債権譲渡禁止特約の解除[新規]	5056	50560144	11	(社)日本経済団体連合会	144	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る債権譲渡禁止特約の解除[新規]	すべての国の機関及び地方自治体において、速やかに債権譲渡禁止特約を解除すべきである。		債権譲渡禁止特約が資産流動化の適格要件の障害となっている。このような状況を改善するため、経済産業省などの一部の国の機関においては、既に債権譲渡禁止特約の解除が行われている。	国の機関及び地方自治体向け金銭債権については、譲渡禁止特約が付されているため、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。
該当なし	公正取引委員会においては、貸借の契約や物品の購入契約において、債権譲渡禁止特約条項が盛り込まれている。	b		国・地方自治体向け金銭貸借の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除については、平成16年度に検討を開始し、年度内を目標に結論を得て、平成17年度以降対応の予定。		z2200007	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5086	50860034	11	社団法人リース事業協会	34	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各都府及び地方自治体において、統一的かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		本年6月に同要望を提出したが、各都府の対応が異なり、統一的な対応が求められる。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
下請代金支払遅延等防止法	<p>下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」という。は、同法の適用対象となる下請取引の範囲について、取引当事者の資本金又は出資金の総額の区分と、取引の内容(製造委託、修理委託、情報処理業務委託又は役員提供委託)の両面から定められており、この二つの要件を充足する取引に対して適用される。</p> <p>下請事業者が親事業者の指定する倉庫に一定数量を預託し、親事業者が倉庫から出庫・使用する方法(以下「預託方式」という。下請事業者が下請取引において使用する場合は、この預託方式は、親事業者と下請事業者が長期的な関係性を構築し、市場の活性化と需給の調整に資する効果的対応することが可能となるなど、親事業者及び下請事業者の双方の利益となる側面があり、下請法上禁止されているものではない。ただし、親事業者が預託方式を採用した場合、債権の引換えによる下請法上の取扱いが定められている下請代金の支払遅延の防止等の親事業者の遵守事項に抵触する可能性がある。そのため、このような問題を回避し、下請法上の取扱いに抵触しない下請法上の取扱いとして、下請代金支払遅延等防止法の適用を受けずに取引を行うことにより親事業者が受けたことと見なされ、遅延等防止法上の取扱いについて、の考え方を公表することにより、平成15年12月11日に公表した下請法に関する運用指針において、親事業者が倉庫方式を採用する場合は下請法上の考え方を明らかにしており、親事業者が預託方式を採用する場合には、下請法の趣旨が生じないように運用することとしている。</p> <p>下請法上、下請代金の支払期日については、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査かどうかを問わず、下請事業者の給付を受けた日から5日の範囲内で、かつ、できる限り短期間で定めなければならないとされている。</p> <p>下請法上、親事業者は、下請事業者の給付に必要な半製品、部品、付属品又は原材料を有償で供給している場合には、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに有償で当該材料等を有償で供給した旨を当該下請法上の取扱いの支払期日より1週間前までに当該材料等の対価を下請事業者に支払せたり下請代金から控除(相殺)することは、親事業者の禁止行為として規定されている。</p>	C	<p>下請法の対象となる取引は目的別に付されるものであり、また、書面交付など特別の義務が課されることとなることから、親事業者は取引先が下請事業者に該当するかを常に把握しておく必要があり、事業に過度の負担を負わせないために、事業者が下請法の適用の有無を容易に判断できるようにすることが必要である。</p> <p>また、下請法は下請事業者の利益を保護するため、迅速な反行為を処理することが求められており、法適用の面からも、親事業者と下請事業者の範囲を定める基準は分りやすい、安定的であることが求められる。</p> <p>売上高や従業員数といった指標を利用して親事業者と下請事業者を定めることは理論的には考えられるが、これらの数字は取引に変化するものであり、事業者が自ら取引先が下請事業者に該当するか否かを判断することも、迅速な法適用を行う上でも安定的であるとは言いにくい。</p> <p>下請法の趣旨は、親事業者がMに係る倉庫内在庫の確保を行った場合に下請法上の「受領」に該当しないの特例を認めるべきというものであると考えられる。</p> <p>下請法上、受領とは、物品の移転又は保管委託においては、親事業者が下請事業者の給付の目的物を受け取り自己の占有下に置くことを意味すること。同法に関する運用指針において明らかにしている親事業者がM等の預託方式を採用する場合の下請法上の考え方は、一定の要件が満たされる場合には、下請事業者が倉庫に預託したことをもって自ら親事業者が受けたことと見なされ、遅延等防止法上の取扱いについて、の考え方を公表することにより、平成15年12月11日に公表した下請法に関する運用指針において、親事業者が倉庫方式を採用する場合は下請法上の考え方を明らかにしており、親事業者が預託方式を採用する場合には、下請法の趣旨が生じないように運用することとしている。</p>	<p>下請法の適用会社(下請事業者)は、資本金額が1億円以下の事業者から3億円以下の事業者に拡大された(2000年改正)。下請事業者に部品等の製造委託や修理委託等の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法等を記載した書面を交付することや、親事業者の遵守事項として、下請事業者の給付の受領を拒むこと等が禁止されている。</p>	z2200008	公正取引委員会	下請法の適用会社の見直し	5056	50560256	11	(社)日本経済団体連合会	256	下請法の適用会社の見直し	<p>下請法の適用基準について、「資本金額」という画一的、形式的な基準のみによって規定するのではなく、売上高や従業員数など企業規模を実質的に反映し得る指標も勘案した上で保護の対象を定め、適用会社の適正化を図るべきである。VMI倉庫内の下請法対象会社資産に対する事前品質確認のための先行検査を実施可能とすべきである。引き取り責任を明確にした上で引き取り時期の柔軟対応を図るべきである。下請事業者への部材の有償支給代金の相殺について、双方の合意の下、一品ごとの符合ではなく、一定期間における符合とすべきである。</p>				
独占禁止法第9条第4項、第5項、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則第1条の4	<p>独占禁止法第9条においては、持株会社に限らず金融会社、一般事業会社も含めて「事業支配力が過度に集中すること」について規制している。「事業支配力が過度に集中すること」とは、会社及び子会社その他当該会社が株式の所有により事業活動を支配している他の国内の会社の総合的規模が相当数の事業分野にわたって著しく大きいこと、これらの会社の資金に係る取引に起因する他の事業者に対する影響力が著しく大きいこと又はこれらの会社が相互に関連性のある相当数の事業分野においてそれぞれ有力な地位を占めていることにより、国民経済に大きな影響を及ぼし、公正かつ自由な競争の促進の妨げとなることを指す。</p>	C	<p>「事業支配力が過度に集中することとなる会社」については、当該会社を頂点とする企業グループについて、そのグループ総資産の額や、当該会社、その子会社及び実質子会社のそれぞれの総資産の額、シェア等からみて判断を行っているところ、企業グループ全体の事業支配力を把握するためには、子会社のみを把握では不十分であると考えている。なお、独占禁止法第9条第5項の規定に基づく報告書の様式については、平成14年9月18日にパブリック・コメント手続を実施して関係各面からの意見を求めた上で、必要最小限の記載事項となるよう簡素なものとしている。</p>	<p>企業がより競争力ある活動を展開する上で、費用対効果の観点から、一律かつ形式的な報告は、企業側に不必要な負担を強いるため、できる限り削減すべきである。とくに会社が間接に議決権を保有する、いわゆる孫会社まで議決権保有割合、総資産、売上高を調査するのは煩雑であり、提出期限以内に提出することが困難な状態にある。</p>	z2200009	公正取引委員会	大規模会社の事業報告書の廃止	5056	50560257	11	(社)日本経済団体連合会	257	大規模会社の事業報告書の廃止	<p>事業報告書の提出を廃止すべきであり、少なくとも、報告書の記載事項は、会社が直接株式を保有する子会社の報告に限定すべきである。</p>		<p>会社およびその子会社の総資産の合計額が報告基準額(持株会社は6,000億円、金融会社は6兆円、一般事業会社は2兆円)を超える会社は、毎事業年度終了の日から3月以内に、自社およびその子会社の事業報告書の提出義務が課せられる。かかる報告書においては、当該企業が直接の議決権を保有する(25%超)会社を列挙し、議決権保有割合の他、一定の要件を満たす場合には、当該子会社・孫会社の総資産、事業分野、当該事業分野における1年間の売上高を記載することが必要となっている。</p>		
独占禁止法第11条第2項、公正取引委員会ガイドライン「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」	<p>独占禁止法第11条において、銀行業を営む会社は、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の百分の五を超えて有することとなる場合には、その議決権を取得し、又は保有してはならないが、同条第1項第1号から第6号に該当すれば、1年間の適用除外期間が設けられているところ、他の国内の会社が自己株式の取得を行ったことにより、その総株主の議決権に占める所有する株式に係る議決権の割合が増加した場合については、同条第1項第2号に該当する。さらに1年超当該議決権を保有しようとするときは、同条第2項の認可対象となっている。「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」において、認可基準を設けており、その一つとして株式発行会社の総株主の議決権に占める信託財産として所有等する株式に係る議決権の増加割合が年1%以下であることが挙げられる。</p>	C	<p>独占禁止法第11条の趣旨は、豊富な資金を有し、融資を通じて他の会社に大きな影響を及ぼし得る銀行又は保険会社が一般事業会社と結び付くことによる競争上の問題の発生を防止することにあるため、同条においては、他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがない場合について適用除外規定を設けている。</p> <p>自己株式の取得については、銀行又は保険会社が関知しないことで、信託財産に限らず総株主の議決権が変動し、これに伴い、銀行又は保険会社は議決権保有割合が5%を超えることから回避することができないことから、適用除外とされたものであり、その趣旨は一時的な保有に留まり同条の趣旨に鑑み他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがないものと考えられることから適用除外とすることが適当であるとされたものである。</p> <p>他方、近年の商法改正により企業統治の基準等が議決権ベースとなったことから、株主の地位を示す「議決権保有割合」の算定の分母となる「総株主の議決権」は、株主にとって重要な情報であるとともに、独占禁止法第11条の趣旨に鑑みて適切な運用を行うための基準でもあり、これとは異なる基準を用いて同条の運用を行うことは困難である。</p>	<p>信託財産として所有等する議決権の増加割合の算出においては、自己株式の取得に拘わらず、認可申請時点で把握可能な総議決権数(認可申請書に記載されたもの)を基準に行う等、柔軟な対応を図るべきである。</p>	z2200010	公正取引委員会	信託財産に係る議決権保有規制の見直し	5056	50560258	11	(社)日本経済団体連合会	258	信託財産に係る議決権保有規制の見直し	<p>銀行業を営む会社は、独占禁止法11条2項の認可を受けるとにより、信託財産として総株主の議決権の5%を超える議決権を1年超保有することができる。その認可基準は公取委ガイドラインに示されているが、「信託財産として所有等する議決権の増加割合が年1%以下であること」とされている。</p>				

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第2項 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第3項 企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針	独占禁止法第10条第2項及び第3項は、総資産が20億円超の会社(外国会社を含む)であり、かつ、総資産合計額(親子会社の総資産を加えた合計金額)が100億円を超える会社が総資産(外国会社の場合は国内売上高(国内の事業所又は子会社の年間売上高))が10億円を超える会社の議決権を10%、25%又は50%を超えて保有することとなる場合には、30日以内に公正取引委員会に株式所有報告書を提出することを義務付けている。 また、企業結合を計画している当委員会から事前相談があった場合には、「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」に従い、企業結合計画の具体的な内容を示す資料が提出された日から、原則として30日以内に、独占禁止法上問題がない旨又は更に詳細審査が必要な旨を当委員会に通知することとしている。その後、詳細審査を開始し、当事業会社からの具体的な資料の提出が完了した日から、原則として90日以内に審査を行い、審査結果については、その理由も含めて文書で回答するとともに、公表することとしている。	C		企業結合審査に係る事前相談は、これを利用してかどうかは、完全に事業者側の任意であり、独占禁止法による企業結合の審査手続において何ら要件となっていない。事前相談が行われた場合の公正取引委員会の対応については、経済界等から透明性を高めることを強く求められたことなども踏まえ、「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」を策定し、プロセスやスケジュールを具体的に明らかにしているところである。 当該方針に基づき審査する場合において、審査審査のみならず、詳細審査に移行する案件は、独占禁止法上の問題の有無について慎重に検討すべきと判断されたものであり、そのような案件についての健全な審査を実施するためには、当事業会社の主張や公開情報だけでなく、競争業者、取引先等からの意見聴取、データ入手等が欠かせない。少なくとも詳細審査を開始するまでに当該案件を公表するとしているのはこのような理由によるものであり、的確な審査実施の観点からは、公開買付けの詳細審査に際してのみ公表せずに又は限定的な情報だけで詳細審査を実施することが適当とは考えられない。なお、詳細審査に際し、当事業会社が一方的に公表することはない。		z2200011	公正取引委員会	公開買付けの際の事前相談制度の見直し(新規)	5056	50560259	11	(社)日本経済団体連合会	259	公開買付けの際の事前相談制度の見直し(新規)	公開買付けの特殊性に応じた、事前相談の際の詳細審査の非公表措置等の審査プロセス及びスケジュールの明確化、限定された情報考慮した審査、公開買付けに対応した迅速な審査を行うべきである。	上場株式等の議決権の3分の1以上の取得には公開買付けが証券取引法上義務付けられているが、その取引形態は株式の取得であり、取得割合が不確定なため、公開買付け終了後の株式取得後において、独禁法上の株式所有報告書を提出することになる。企業結合審査の結果問題が指摘されても多くの投資家からの株式取得を止めることはできないので、問題解消の方法次第で不測の損害が発生するリスクがある。したがって、事前相談をすることが考えられるが、公表までは公開買付けの情報は極秘情報であり、事前相談に必要な具体的な情報の収集が困難である。また、事前相談の結果、「詳細審査の公表」がなされた場合、公開買付け計画が事実上公表されてしまう。さらに、公開買付けの公表と詳細審査の公表を同時にした場合、詳細審査の期間が90日に対して、公開買付け期間は最長でも60日と法定されている。そのため公開買付け期間中には審査結果が出ないまま株式を取得することになってしまう。	企業が他の会社の株式を保有することとなった場合、一定の場合には、議決権保有比率が、10%、25%又は50%を超えることとなった日から30日以内に株式所有報告書を提出する必要がある。さらに一定の場合には、企業結合審査の対象となる。他方、当事業会社から企業結合計画に関する事前相談があった場合には、資料が提出された日から原則として30日以内に、独禁法上問題がない旨またはさらに詳細審査が必要な旨を通知する場合には、公取委において詳細審査を行う旨を公表することを原則とする。また詳細審査の結果の通知までは90日となっている。	
独占禁止法第11条第2項、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則第4条、事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方(法第9条ガイドライン)	独占禁止法第11条において、保険業を営む会社は、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の百分の十を超えて有することとなる場合には、その議決権を取得し、又は保有してはならないが、同条第1項第1号から第6号に該当すれば、1年間の適用除外期間が設けられているところ、他の国内の会社が自己株式の取得を行ったことにより、その総株主の議決権に占める所有する株式に係る議決権の割合が増加した場合については、同条第1項第2号に該当する。さらに1年超当該議決権を保有しようとするときは、同条第2項で認可対象となっている。	C		独占禁止法第11条の趣旨は、豊富な資金を有し、融資を通じて他の会社に大きな影響を及ぼし得る銀行又は保険会社が一般事業会社と結び付くことによる競争上の問題の発生を防止することにあるため、同条においては、他の国内の会社の事業活動に及ぼすおそれがない場合について適用除外規定を設けている。 自己株式の取得については、銀行又は保険会社が関知しないところで、信託財産に限らず総株主の議決権が変動し、これに伴い、銀行又は保険会社は議決権保有割合が5%を超えることについて回答することができないことから、適用除外とされたものであり、その趣旨は一時的な保有に留まる限り同条の趣旨に鑑み他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがないものと考えられることから適用除外とすることが適当であるとされたものである。 他方、近年の商法改正により企業統治の基準等が議決権ベースとなったことから、株主の地位を示す「議決権保有割合」の算定の分母となる「総株主の議決権」は、株主にとって重要な情報であるとともに、独占禁止法第11条の趣旨に鑑みて適切な運用を行うための基準でもあり、これとは異なる基準を用いて同条の運用を行うことは困難である。		z2200012	公正取引委員会	独禁法上の議決権保有割合規制(10%規制)における総株主等の議決権の算定方法の緩和	5060	50600013	11	(社)日本損害保険協会	13	独禁法上の議決権保有割合規制(10%規制)における総株主等の議決権の算定方法の緩和	独禁法では、保険会社が国内の会社の株式を、その株主の議決権の10%を超えて保有することを規制している。したがって議決権保有割合規制については、特に自己株式の取得による分母の減少を考慮する必要があるが、一方で、非上場会社の中には、自己株式の取得の把握、すなわち正確な「総株主等の議決権」の把握が困難なケースもあることから、議決権株式数の算定方法について、運用上の対応を緩和していただきたい(自己株式の取得等により10%を超えた場合には例外規定が設けられており、1年以内であれば規制の対象外となつてはいるものの、そもそも把握が困難であることから本要望を行うもの)。具体的には、小規模非上場会社等で株主総会等の招集通知に「総株主等の議決権」の記載がなく、把握が困難な場合には、「発行済株式等の総数」等を「総株主等の議決権」とみなすことを可能としていただきたい。	近年の商法改正により、従来、原則、取得が認められていなかった自己株式の取得が認められることになったことに加え、種類株式の発行が可能となり様々な形態の株式が発行されることとなったこと等を背景に、議決権株式の把握が困難な状況となっている。具体的には議決権保有割合規制の遵守については発行会社からの株主総会等の招集通知の開示資料を基に点検を行っているが、非上場会社については、上場会社と異なり開示資料の中で「総株主等の議決権」が記載されていないケースも散見され、また、発行会社へのアンケート調査も実施しているが未回答や誤回答のケースもあり、総株主等の議決権をすべて正確に把握するのは困難な状況である。従って、「総株主等の議決権」の把握が困難なケースでは、「発行済株式等の総数」等を「総株主等の議決権」とみなすことを可能とするようしていただきたい(なお、保険業法の事務が「付」別紙様式40の記載要件の中では、上記のみ規定が設けられている)。	議決権保有割合点検作業の効率化	
独占禁止法第9条、事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方(法第9条ガイドライン)	独占禁止法第9条においては、持株会社に限らず金融会社、一般事業会社も含めて「事業支配力が過度に集中すること」について規制している。「事業支配力が過度に集中すること」とは、会社及び子会社その他当該会社が株式の所有により事業活動を支配している他の国内の会社の総的企業規模が相当数の事業分野にわたって著しく大きいこと、これらの会社の資金に係る取引に起因する他の事業者に対する影響力が著しく大きいこと又はこれらの会社が相互に関連性のある相当数の事業分野においてそれぞれ有力な地位を占めていることにより、国民経済に大きな影響を及ぼし、公正かつ自由な競争の促進の妨げとなることを指す。	E		「会社が他の会社の株式を取得し、又は所有する」企業結合により競争を実質的に制限することとなる場合には、独占禁止法第10条で規制されており、株式発行会社の属する市場において競争上の問題が発生した場合に、御指摘のとおり、株式放出命令等による是正措置がなされることとなる。 他方、独占禁止法第9条においては、持株会社に限らず金融会社、一般事業会社も含めて「事業支配力が過度に集中すること」について規制しているものであり、「事業支配力が過度に集中することとなる会社」については、当該会社を頂点とする企業グループにおいて、そのグループ総資産の額や、当該会社、その子会社及び実質子会社のそれぞれ総資産の額、シェア等から判断を行っていくものである。 具体的には、経済実態が変化している中で、これに対応した適切な法運用及びその透明性を高める観点から策定された9条ガイドラインにおいてその考え方を明確化しているところであり、総資産額のみを基準として一律の規制を行っているわけではない。		z2200013	公正取引委員会	持株会社規制における総資産基準の撤廃	5061	50610013	11	社団法人 日本自動車工業会	13	持株会社規制における総資産基準の撤廃	持株会社は原則自由とし、少なくとも、総資産基準による一律規制は撤廃すべきである。 企業結合による競争制限効果は、個別の市場毎に検証され、問題ある場合にのみ是正措置が講じられるべきである。	H9年独禁法改正により持株会社は原則解禁となったが、過度の経済集中を招くものを禁止するとして、ガイドラインで具体的なケース(3類型)を示している。昨年5月、独禁法9条が改正されたが、3類型は基本的に維持されている。 企業結合による競争制限効果を測るための筋である。グループとしての資産規模による一律な規制を行う必要があるかは極めて疑問がある。 そもそも持株会社規制については、「(一律的)事後チェック」ではなく、「(個別)事後チェック」により充分に効果を挙げることができるはずである。万が一、例外(問題)が生じた場合でも、「合併」の場合は、一旦は一体化した企業を分離することは現実問題として困難を伴うものの、「持株会社」については、株式放出命令等による是正措置が可能と思われる。	平成13年度の再要望	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
景品表示法第1条,第2条,第4条	「景品表示法第1条,第2条,第4条」(昭和37年5月15日法律第134号)により,事業者が,商品・サービスの効果・性能など,その内容等について一般消費者に対し,実際のものよりも著しく(優良であると示すこと等により)不当に顧客を誘引し,公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示を不当表示として禁止している。	c		事業者が行う表示に関する景品表示法上の考え方を明らかにし,違反行為の未然防止を図る観点から,例えば,以下のようなガイドライン等を公表するとともに,排除命令又は警告を行った場合は,その具体的な内容を公表しており,今後も引き続き法運用の透明化,明確化に努めてまいりたい。 「瘦身効果等を標ぼうするいわゆる健康食品の広告等について」(昭和60年公取指第130号)本通知について,要望者は効力を失ったと認識しているが,そのような事実はない。 「消費者向け電子商取引における表示についての景品表示法上の問題点と留意事項」(平成14年6月公表) 「不当景品類及び不当表示防止法第4条第2項の運用指針 - 不実証広告規制に関する指針 -」(平成15年10月公表) また,景品表示法は公正取引委員会及び各都道府県において運用がされているところであるが,運用主体間で法解釈に差異が生じないよう,常に十分な連絡調整を行っているところである。 なお,表示に関する規制は,景品表示法以外の法令においても行われているところであり,これらについては,それぞれ異なる法目的を実現するために制定・運用されているものであるが,今後とも他法令を所管している省庁との間で適切な連絡・調整を行うこととしてまいりたい。		z2200014	厚生労働省、公正取引委員会	健康食品のインターネット販売に対する広告表現規制の明確化	5093	50930002	11	(仮称)健康関連EC協議会	2	健康食品のインターネット販売に対する広告表現規制の明確化	健康食品のインターネット販売に対する広告表現規制の判断基準の明確化及び運用の統一化,並びに業界による自主ガイドライン制定の容認を講ずるよう要望いたします。	問題の所在は,広告表現規制を適用するルールが明確でないため,新しい表現をしようとする場合に事業者がごまでの表現であれば許さるかを個別表現について詳細にわたって都道府県の業務担当窓口を確認しない限りの確に把握できない状態に置かれており,さらに,表現規制を違反していない状況のまま放置されているところにあります。 そこで,一例として,個々の広告表現についてその一語一句を監督指導するという現行の方策ではなく,ISOのように業界標準を設け優良事業者の認証制度を導入するなどして,各事業者が消費者に取組み,さらに事業者間で相互に監視を図るような仕組み( )を採用することなどの方策を講ずることを提案いたします。( :イメージについては添付図参照)。	【現状の問題点】 1)健康食品のインターネット販売に対する広告表現に対する規制は,複数の法令,途達に基づいて指導・監視がなされていますが,その解釈や運用の基準(ルール)が異なっているため,ごく一部の事業者を除いて,大多数の事業者が現行規制を遵守できない状態のまま放置しとされています。 2)例えば,健康食品は「効果・効果」を謳ったり,「効果」が「きれいなお肌」「お腹の中もスッキリキレイ」「血をサラサラ」「ドロドロ血」「血行促進」「脂肪燃焼」「疲労回復」「バランスを整える」のようなネジレド等を通して世の中に氾濫している表現について使用できなかったり,「高カロリー」「冷たい」「産婦科」「生活習慣病」の健康増進法などを十分に理解していない,「美容・薬品以外の」一般の事業者にとっては,個別表現について一つ一つ行政官の担当課に相談しない限り把握できない結果となつてしまっています。つまり,事業者は何を遵守すれば良いのかわからない状態に置かれてしまっているといふことが分かれたため,各都道府県(厚生労働省と主要5都府県の業務担当課)の協議で調整を行わせるを得ない実態が生じており,調整がなされるまでの間は各自自治体の担当課毎の判断に委ねられている結果,全国をカバーしているインターネット販売を行う事業者は矛盾した行政判断の陥ちている状況にあります。 3)何を以て「効果・効果」表現であると判断すべきかは,一般に普及している言葉や表現の状況,使われ方などを自治体に判断して初めてできることである。実態を踏まえて「言葉狩り」を行っても,誰も守らないし,守ることができないものと認識しています。一方で,国民の健康や安全を守るためには,正しい表現規制が行われ,それが徹底されることも不可欠だと考えます。 4)そこで,流動化する情報や迅速する情報を社会全体の意思を調整させるような基準を講ずるときというルールを明確化したガイドラインを作成するとともに,それらのガイドラインを事業者が遵守できるように仕組みを早急に用意することが喫緊の課題だと考えます。 5)加えて,特にインターネットを活用した事業者は急増する一方で,各自自治体の自治体担当課の体制は限られたままであるため,従来の仕組みでは行政の手が行き届かない,もしくは行き届いたとしても時間がかかり過ぎるような6)また,自治体の担当者の中には,既に効力を失ったはずの7)こうした状況を踏まえ,事業者の自主的な取組みを促し	参考資料 1)2004年11月14日朝日新聞「ダイエット広告規制へ」 2)2004年10月24日経新聞「サプリメント人気の背景は? 残る規制,市場ゆがめる」 3)新体制の案(図:PPTファイル)
	公正取引委員会においては,クレジットカードによる支払業務は行っていない。	b		出張旅費や物品購入等の支払い業務に係るクレジットカードによる支払いについては,平成16年度に検討を開始し,その可否も含め,平成17年度中を目途に検討を進める予定。		z2200015	全省庁	クレジットカード決済による支払業務	5095	50950002	11	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	2	クレジットカード決済による支払業務	各都府県で発生する出張旅費や物品購入などの支払いを職員による立替精算や請求書支払でなく,クレジットカード支払で行うことに対する規制を緩和していただきたい。	出張旅費や物品購入等の支払業務をクレジットカード払いで行い,仮払・立替精算や請求書払いなどの業務処理を各職員にクレジットカードを配布し,業務を効率化・簡素化する。	これまで各職員が個別に行っていた精算業務をクレジットカード支払を行うことで会計処理の簡素化と事務の効率化を図ることができると考えます。具体的には職員の精算業務の効率化,仮払・立替等の出納業務の削減,決算の簡素化,振込手数料の削減などが実現できると考えているため,クレジットカードによる支払業務を行いたい。現在の各都府県の会計規則上問題があれば,行えるように緩和していただきたい。制度上問題がなければ,その旨を明示していただきたい。現在,内閣府,財務省,経済産業省,警察庁で部分的に導入されている。したがって実務的に問題がないと考える。	
独占禁止法第11条	独占禁止法第11条において,銀行業を営む会社は,他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の百分の五を超えて有することとなる場合には,その議決権を取得し,又は保有してはならないが,同条第1項第1号から第6号に該当すれば,1年間の適用除外期間が設けられているところ,他の国内の会社が自己株式の取得を行ったことにより,その総株主の議決権に占める所有する株式に係る議決権の割合が増加した場合については,同条第1項第2号に該当する。さらに1年超当該議決権を保有しようとするときは,同条第2項の認可対象となっている。「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可」について,「認可」において,認可基準を設けており,その一つとして株式発行会社の総株主の議決権に占める信託財産として所有等する株式に係る議決権の増加割合が年1%以下であることが挙げられる。	b		前回のあじさい要望以降,運用の実態について信託協会から説明を受けたところであるが,個別銘柄によって議決権保有割合が短期間で大幅に増加する事例が存在するという事情に鑑み,信託財産の効率的な運用の観点から11条ガイドライン中の「信託財産として所有等する議決権の増加割合が年1%以下であること」という認可基準について所要の改善を検討していくこととする。		z2200016	公正取引委員会	信託財産に係る議決権保有規制の緩和(独占禁止法)	5096	50960006	11	社団法人信託協会	6	信託財産に係る議決権保有規制の緩和(独占禁止法)	・ 独占禁止法では,銀行業を営む会社は,同法第11条第2項の認可を受けることにより,信託財産として総株主の議決権の5%を超える議決権を1年超保有することができる。なお,その認可基準は公正取引委員会ガイドライン「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可」に定められているところである。 ・ 同ガイドライン中,「信託財産として所有等する議決権の増加割合が年1%以下であること」という認可基準につき,規制の緩和を求めるもの。	・ アクティブ・ファンドにおける運用計画に沿った銘柄の新規組入れ,追加取得,あるいは運用計画の変更に伴う新規組入れ等により,個別銘柄によって議決権保有割合が短期間で大幅に増加する事例が存在する。 ・ 新なる事例が存在するところ,「信託財産として所有等する議決権の増加割合が年1%以下であること」という基準により,信託財産の効率的な運用を阻害し,投資家の利益を害する結果を招来している。		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
独占禁止法	現行法においては、価格カルテル等に対して課徴金が課され、製造業等の大企業に対しては6%が適用される。違反行為を繰り返す事業者に対しても課徴金の算定率は変わらない。また、課徴金の算定期間については上限を3年間としている。	a		<p>～の各要望内容をおおむね含む独占禁止法改正法案を第161回国会に提出した。課徴金の算定率については、改正法案では、大企業については6%から10%に引き上げる等の内容となっている。また、10年以内に違反行為を繰り返した事業者に対しては、課徴金額を5割加算することとした。さらに、課徴金適用対象範囲について、価格・数量・シェア・取引先を制限するカルテルおよび私的独占、購入カルテルにまで拡大又は明確化することとしている。しかし、課徴金の算定期間については、関係各方面との調整の結果を踏まえ、今回は現行の3年間のまま据え置くこととした。</p>		z2200017	公正取引委員会	課徴金制度の強化	5122	51220096	11	米国	96	課徴金制度の強化	<p>全種類の違反者に対する課徴金を2倍に引き上げる。 10年以内にカルテルまたは談合活動を繰り返す会社に対して通常よりもはるかに高い課徴金を科す。 課徴金をカルテルまたは談合の違反行為が行われた期間、あるいは最低でも現在の上限3年よりもはるかに長い期間に発生した企業の共謀による全売上を対象にする。 課徴金命令の対象活動の範囲を生産量、市場占有率または顧客数を制限する共謀協定および不法購入カルテルに拡大する。</p>		<p>日本経済における競争の保護および促進の成功は、反競争的行為を効果的に抑止するため、厳しい制裁を制定し、反競争的慣習を暴くための最新捜査手段を公正取引委員会(公取委)に与える強力な独占禁止法(独禁法)に掛かっている。独禁法の施行が最も効果的なことを保証するため。</p>	
独占禁止法	現行法においては、課徴金減免制度は導入されていない。	a		<p>～の各要望内容をおおむね含む独占禁止法改正法案を第161回国会に提出した。改正法案においては、立入検査前の1番目の申請者については課徴金免除、2番目は50%減額、3番目は30%減額すること等としている。また、改正法の実施に際しては、立入検査前の1番目の申請事業者の従業員については、刑事告発しない方針を明らかにすることを予定。また、課徴金減免の対象事業者数は、3社までとした。これは、少なくとも3社からの報告があれば、事件の全体像を把握することに役立つ、また、事件の早期解明にも資するものと思料したものである。</p>		z2200018	公正取引委員会	法人措置減免制度の導入	5122	51220097	11	米国	97	法人措置減免制度の導入	<p>公取委の捜査前にカルテルの存在を公取委に自主申告した最初の会社は課徴金を免除し、同社および、公取委に全面協力した同社の従業員をカルテルに係る刑事告発から除外する。 公取委の捜査に決定的な支援を提供した最初の企業のみまたは2社まで課徴金額を減免する。</p>		<p>日本経済における競争の保護および促進の成功は、反競争的行為を効果的に抑止するため、厳しい制裁を制定し、反競争的慣習を暴くための最新捜査手段を公正取引委員会(公取委)に与える強力な独占禁止法(独禁法)に掛かっている。独禁法の施行が最も効果的なことを保証するため。</p>	
～独占禁止法 該当法令なし	～現行法においては、犯則調査権限は導入されておらず、排除措置を命ずることができる期間は違法行為終了後1年間である。また、調査妨害等に対しては、6ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金等の罰則が定められている。該当する制度なし	～a ～d	～該 ～当 ～分 ～類 ～なし	<p>～の各要望内容をおおむね含む独占禁止法改正法案を第161回国会に提出した。改正法案においては、犯則調査権限を導入することとした。また、排除措置命令を命ずることができる期間を3年間に延長することとした。さらに、公正取引委員会の行政調査をより実効性のあるものとするため、調査妨害等に対する罰則を引き上げることとした。 公正取引委員会は、国民生活に与える影響の大きい価格カルテルや入札談合、あるいは社会のニーズに的確に対応して、IT・公益事業分野などといった事件に重点的に対処しているところ。</p>		z2200019	公正取引委員会	公正取引委員会の捜査効果の向上	5122	51220098	11	米国	98	公正取引委員会の捜査効果の向上	<p>刑事告発をするために公取委に犯則調査権限を与える。 公取委の捜査を妨害する会社およびその従業員に対する刑罰を強化する。 公取委が発する排除措置命令の法定期限を不法行為の終了後3年間に延長する。 明らかに競争過程を損なう行為に対し、公取委の捜査に優先権を与える。</p>		<p>日本経済における競争の保護および促進の成功は、反競争的行為を効果的に抑止するため、厳しい制裁を制定し、反競争的慣習を暴くための最新捜査手段を公正取引委員会(公取委)に与える強力な独占禁止法(独禁法)に掛かっている。独禁法の施行が最も効果的なことを保証するため。</p>	





「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
	公正取引委員会では、独占禁止法上問題となる行為を明らかにし、違反行為の未然防止を図る観点から、必要に応じガイドラインを策定するとともに、競争環境の変化や公正取引委員会の違反事件処理の経験等を踏まえ、既存のガイドラインを適宜機動的に見直すこととしている。	b		公正取引委員会は、独占禁止法改正法案が可決・成立し、施行された場合、違反行為に対する措置が強化される一方、課徴金減免制度が導入されることから、独占禁止法遵守の体制整備がますます重要になることを改正法の広報活動を通じて更なる普及・啓発に努めていくこととする。  引き続き、必要に応じガイドラインを策定するとともに、既存のガイドラインを適宜機動的に見直す。		z2200023	公正取引委員会	独占禁止法遵守の促進	5122	51220102	11	米国	102	独占禁止法遵守の促進	経済団体および同業者組合と共に、会員会社が社職員が独禁法違反行為を防止する効果的なプログラムを採用するよう奨励する公取委の試みを強化する。 引き続き会社が独禁法を遵守するのを奨励するために、引続き独禁法の新たな指針を発布するか、または既存のものを更新あるいは拡大する。		日本経済における競争の保護および促進の成功は、反競争的行為を効果的に抑止するため、厳しい制裁を制定し、反競争的慣習を暴くための最新捜査手段を公正取引委員会(公取委)に与える強力な独占禁止法(独禁法)に掛かっている。独禁法の施行が最も効果的になることを保証するため。	
該当なし	該当なし	a b	該当なし	1 公正取引委員会は、各種研修を通じて、職員の知識能力の向上に努めるとともに、法曹界からの人材の積極的な導入に努めている。現在、公正取引委員会では、1名の法曹資格者を受け入れている。このうち1名は裁判官で審判官を務めている。 2 今般、課徴金算定率の引上げ等を内容とする独占禁止法改正案が秋の臨時国会に提出されたところであるが、経済界からは、独占禁止法の執行力を強化するならば、審判の一層の適正手続確保すべきであるとして、審判官に法曹資格者を加えることが強く主張されている。 3 また、近年の課徴金算定率の引上げや判例の増加、自治体等の独占禁止法違反行為に対する意識の高まり、厳しい経営環境等を背景として、事業者の独占禁止法に対する防衛姿勢が高まっており、審判開始件数が急増している。 4 上記を踏まえ、平成17年度機構・定員要求において、法曹資格者を加えることを前提に審判官2名の増設を要求しているところである。 (参考1) 現行の独占禁止法では、審判官の定数を「五人以内」と定めているが、改正法においては「陪席で定数を定め」と変更することを予定している。 (参考2) 現行の審判官5名のうち、法曹資格者は1名(判事経験者)、2名の増設が認められた場合、合計7名のうち3名を法曹資格者とする予定。  審判の公表に当たり、あらかじめ意見提出の機会を行使することを検討することとしている。		z2200024	公正取引委員会	公正取引委員会の施行活動の手続きの公平性の向上	5122	51220103	11	米国	103	公正取引委員会の施行活動の手続きの公平性の向上	審判官を務める裁判官および弁護士の数が増加することにより、審判手続きにおける信頼を強化する。 公取委の警告対象となる会社が、警告への反論を可能にする機会を与える。		施行行為が公平に適用されているという確信を経済界が持てば、経済界における公取委の権威および信頼性を最も確保できる。公取委の施行活動における信頼を向上させるために、米国は日本に要望する。	
入札談合等関係行為の排除及び防止に関する法律	いわゆる官製談合問題については、入札談合等関係行為の排除及び防止に関する法律が制定され、平成15年1月から施行されている。最近では、平成16年7月に新潟市に対して改善措置要求を行った。今後、発注官庁の職員の間接関係が明らかになった場合には、同法に基づき厳正に対処、法令上可能な範囲で対応することとしている。	b d	該当なし	自民党独占禁止法調査会において、平成16年10月に官製談合をより効果的に防止する観点から入札談合等関係行為の排除及び防止に関する法律の見直しの検討を開始し速やかに結論を得る、とのとりまとめがなされ、検討が行われているところ。 公取委による審査の結果、発注者の関与が認められた場合には、入札談合等関係行為の排除及び防止に関する法律に基づき、発注者に対し、事実関係(氏名を含む。)を説明するとともに、改善措置要求を行うこととなる。また、当該発注者から、同法に基づき「資料の提供その他必要な協力」を求められた場合には、法令上可能な範囲で協力することとしている。また、検察庁から捜査協力の依頼があった場合には、法令上可能な範囲で協力することとしている。		z2200025	公正取引委員会	官製談合対応策の強化	5122	51220104	11	米国	104	官製談合対応策の強化	政府の事業に関して談合を助長したまたは助長を試みた政府職員に対して、必要に応じ新たな刑事規定を含むより厳しい制裁を打ち出す。 公取委が、助長した、または助長を試みた、あるいは談合活動に関与した疑いのある政府職員の氏名を公取委のけん疑の根拠となった証拠と共に、検察庁および関係機関に報告する。		談合は、日本経済において、引き続き重要な問題である。談合は、必要な改革の基礎を危うくし、消費者、納税者ならびに最も効果的な入札者の利害を損なうものである。官製談合は、政府職員が日本における法の恩恵および競争文化の創造の基礎を危うくすることに直接関与するので、特に有害である。談合に効果的に対応するために、米合衆国は日本に以下のことを要望する。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
	現在、公正取引委員会に対して談合の申告をした場合に課徴金を減免する制度の導入を含む独占禁止法改正法案が審議されているところである。同法案に基づく課徴金減免制度の適用を受けた業者に対する指名停止の取扱いについては、「指名停止の免除」の是非を含め、「関係省庁」(発注機関)が検討すべきものである。	b		b 独占禁止法改正法案が審議中であるため(平成17年1月の第162回通常国会において審議見込み)		z2200026	国土交通省、公正取引委員会	行政措置減免制度の導入	5122	51220105	11	米国	105	行政措置減免制度の導入	談合活動の自主報告の奨励を目指して、国土交通省(国交省)および他の関係政府機関の下で行われる下記の対策を含む制度を採用する価値を検討する。 関係省庁または公取委に済み出て談合の存在を報告した最初の会社に対して、指名停止を含む行政制裁を免除する。 措置減免の自己申告者の身元が明るみに出ないようにする適切な処置を講じる。		談合は、日本経済において、引き続き重要な問題である。談合は、必要な改革の基礎を危うくし、消費者、納税者ならびに最も効率的な入札者の利益を損なうものである。官製談合は、政府職員が日本における法の尊厳および競争文化の創造の基礎を危うくすることに直接関与するので、特に有害である。談合に効果的に対応するために、米合衆国は日本に以下のことを要望する。	
該当法令なし	該当する制度なし	該当分類なし	該当分類なし	民営化の過程にある政府の所有機関によって、独占禁止法違反行為が行われた場合には、同法に基づき厳正に対処していくこととする。		z2200027	公正取引委員会	競争的方法による民営化	5122	51220109	21	米国	109	競争的方法による民営化	それらが反競争的な排他的行為に従事しないことを保証するために、公取委が民営化の過程にある政府の所有機関を念に監視することを保証する。		競争は、独禁法の施行行為を通してのみでなく、他の諸官庁による親競争規制や処置の採用の支援を通して最も促進できる。日本経済を通して競争の促進を最大にするために、米国は日本に以下のことを要望する。	
該当法令なし	該当する制度なし 平成16年3月19日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」において、今後の規制改革の在り方として、公正取引委員会による競争政策の観点からの関係府省に対する要請事項についても、規制改革推進機関へ情報提供されていく仕組みを作る、規制改革と公正競争推進は一体であることから、規制改革推進機関と公正取引委員会は、引き続き密接な協力体制を維持していく、とされている。	該当分類なし	該当分類なし	公正取引委員会は、要請があれば、分野別改革を検討する規制官庁により召集される検討委員会の活動に参加することとしている。また、事業者間の公正かつ自由な競争を促進する観点から、事業活動に影響を与えている政府規制や各種の制度等について、独占禁止法違反事件の処理結果や取引の実態を踏まえた改善策の提言を行うとともに、規制改革が進んでいる分野において新規参入の促進等を図るため、独占禁止法上問題となる参入阻害行為等を明らかにしたガイドラインの策定等を行うなど、競争環境の積極的な創造に努めている。 「規制改革・民間開放推進3か年計画」を踏まえ、規制改革・民間開放推進会議と円滑な連携を図っていく。		z2200028	公正取引委員会	規制改革において競争を促進	5122	51220110	11	米国	110	規制改革において競争を促進	公取委が、分野別改革を検討する規制官庁によって召集された検討委員会の活動に関与する。 とりわけ、規制された分野において競争を促進する方法についての公取委の分析および勧告を伝えることにより、公取委に積極的に規制改革・民間開放推進会議を援助させる。		競争は、独禁法の施行行為を通してのみでなく、他の諸官庁による親競争規制や処置の採用の支援を通して最も促進できる。日本経済を通して競争の促進を最大にするために、米国は日本に以下のことを要望する。	